

平成29年12月14日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成29年(ハ)第14号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成29年10月10日

判 決

広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

広島市中区基町10-52

被 告 広 島 県

同 代 表 者 知 事 湯 崎 英 彦

同 指 定 代 理 人 和 田 敏 久

同 木 村 功 一

同 小 坂 泰 典

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 福 永 孝

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成29年5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、訴外津田廣雄から、原告の居住敷地内に侵入され、傷害を負わされた（以下「被疑事件」という。）として、同人を住居侵入等の罪（以下「邸宅侵入罪」という。）及び傷害罪の被疑者として告訴しようとしたが、被告の警察管轄下にある庄原警察署（以下「被告警察」という。）の司法警察員が、告訴事件として受理せず、速やかに検察官に事件を送付しなかったことにより、原告は、

告訴権を侵害され、原告の名誉感情を著しく害され、検察官への告訴を余儀なくさせられたなどとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等10万円（精神的損害及び検察官への告訴に要した費用）及びこれに対する平成29年5月2日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

1 前提事実

- (1) 平成29年5月2日、原告は、被告警察所属の警察官（以下「警察官」という。）に対し、被疑事件の申告を行った。原告は、この申告の際、「嚴重なる処罰を求めます。」との記載を要求し、同記載のある警察官調書が作成された。
（弁論の全趣旨）
- (2) 同月26日、原告は、診断書（甲1）及び告訴状（甲2）を持参して被告警察に赴き、被疑事件の捜査状況につき警察官とのやり取りの後、告訴状は提出せず、診断書（甲1）のみを提出し、警察官がコピーをした告訴状の写しに「本告訴状は参考資料として差し上げます。高野邦夫」と記載したもの（乙2の1）及び刑事訴訟法告訴関連条文（乙2の2）を差し出した（乙3）。
- (3) 同年6月8日、原告は、広島地方検察庁三次支部検察官宛に告訴状（甲3）を提出した。（弁論の全趣旨）
- (4) 同月9日、被告警察は、司法警察員をして、被疑事件につき、庄原区検察庁に傷害罪として事件送致をした。（乙1）

2 主な争点及び争点に対する当事者の主張

本件の争点は、被告警察が、(1)原告からの被疑事実の申告を告訴として受理しなかったこと、(2)前記6月9日に至るまで事件を検察官に送付しなかったこと、(3)検察庁への事件送致につき、罪名を傷害罪とし、邸宅侵入罪を欠いたことが、原告の告訴権及び人格権を侵害する違法な行為となるか。

争点(1) 告訴として受理しなかった点

（原告の主張）

- (1) 同年5月2日の原告の被疑事実の申告は、告訴の意思表示を含んでおり、告訴状と同視されるべきであるから、これを告訴事件として扱わなかった被告警察司法警察員の刑事手続きは、原告に対する告訴権の侵害であり、原告の名誉感情を著しく害するものである。
- (2) また、同月26日に原告が持参した告訴状につき、警察官が明白な受領拒絶の態度を示しことは、原告に対する再度の告訴権の侵害にあたる。
- (3) 原告は、告訴による検察官からの不起訴処分及びその理由の通知、告知を受ける権利（一種の情報権）を阻害され、検察官に直接告訴を余儀なくさせられたので、いずれも被告警察の原告に対する違法な行為として不法行為が成立する。この点、原告は、被告警察の司法警察員の手続違背＝違法行為＝不法行為によって直接生じた有形損害の賠償及び無形の損害（慰謝料）を請求しているものであり、被疑事件は、最高裁判所昭和27年12月24日大法廷判決（昭和25年(オ)第131号）の中で示された「反射的利益」の判断の射程外である。

（被告の主張）

- (1) 警察官調書上「嚴重に処罰を求める」旨の記載が告訴の意思表示となり得る場合があることは一般論としては認めるが、その全てを告訴事件として扱うことがなされるものではない。
- (2) 被疑事件については、平成29年5月2日当日に被害者調書が作成されて捜査を開始し、同月26日、被告警察において、警察官から原告に対し、本件は親告罪ではないので刑事事件として事件処理し、捜査を行っている旨説明し、持参した告訴状の提出につき意思確認を行ったところ、原告は警察官に対し、捜査が進んでいるようなので告訴状は提出する気はないとして、正式な告訴手続きをとらないとの意思を表明した。
- (3) 仮に原告主張のように同月2日付け警察官調書における「嚴重なる処罰を求めます」との記載を告訴の意思表示ととらえるべきだったと仮定しても、その機能は警察が検察官に事件を速やかに送致して適正な捜査を行うことを促す

ものであるところ、これは捜査機関間の内部手続の問題であって被害者が有するのは反射的利益にすぎず、国家賠償法上保護される利益とはいえない上に、反射的利益の内容を個別にみても、本件では、警察官が、被疑事件の発生した当日に被害者調書を作成して捜査を開始し、適正な時期・期間・内容で捜査が行われ、司法警察員をして速やかに検察庁に送検されたと十分評価できるので、この点でも原告に何ら不利益、損害は発生しておらず、被告が国家賠償責任を負う理由はない。

争点(2) 検察庁への事件送付が同年6月9日までなされなかった点

(原告の主張)

被告警察の司法警察員は、原告から告訴を受けたのであるから、被疑事件が捜査中であるか否かにかかわらず、刑事訴訟法246条に基づく事件送致とは別に、同法242条に基づき速やかに検察官に事件を送付すべきであるのにこれを怠り、同日の検察官への被疑事件送致に至るまでこれを行わなかった。

(被告の主張)

被告警察は、同年5月中に原告の被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行い、同年6月5日に被告警察での捜査を一旦完結させ、事件発生から約1か月後の同月9日に司法警察員をして書類を送検した。

したがって、被告警察は、被疑事件につき適正な時期・期間・内容で捜査が行われ速やかに検察官に送致されていると十分に評価できるので、原告に何ら不利益、損害は発生しておらず、被告が国家賠償責任を負う理由はない。

争点(3) 検察庁への事件送致の罪名が傷害罪のみであった点

(原告の主張)

原告は、被疑事件につき邸宅侵入罪及び傷害罪で告訴する趣旨で同年5月26日に警察官に刑事訴訟法告訴関連条文を提出したものであり(乙2の2)、本件は「押し込み傷害」で、加害者の主観的事実=故意によっては強盗傷害罪に

もなりうる重大な犯罪行為であった。

(被告の主張)

被疑事件の送致罪名は傷害罪であるが、検察庁の捜査対象は一件記録に現れたすべての事実であり、検察官は警察からの送致罪名に拘束されるものではなく、警察の送致罪名が被害者に不利益を生じさせることはない。

第3 争点に対する判断

(争点(1) 告訴として受理しなかった点)

- 1 原告は、平成29年5月2日の申告を、被告警察が告訴として受理しなかったこと自体が違法であると主張するが、やはり、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものに過ぎないから、被害者が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきであるから、原告の告訴が受理されなかったとしても、それによって直接個人的利益を侵害されるものではない。
- 2 ただし、警察官が、被疑事実についての原告の申告に全く取り合おうとしない、告訴状の受理をあえて拒絶する、告訴を思いとどまらせるよう圧力を加えるといった被告警察の側に公正な捜査を著しく阻害させ、結果として捜査機関に与えられた裁量権の限界を逸脱させるような事実が存在する場合までもすべて国家賠償責任が認められないというものではない。
- 3 そこで本件につき証拠(甲2, 乙1, 2の1, 3)及び弁論の全趣旨によると、被告警察は、前記5月2日に原告から被害状況の申告を受け、事情聴取後に捜査を開始し、同月26日に原告に対して本件の捜査状況の説明をし、原告から持参した告訴状を提出しない旨の意思確認を行ったうえで、被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行い、同年6月9日に検察庁に書類送検の手続きをしたことが認められ、この事実をもって、被告警察の原告に対する手続き違背を認定することはできない。

争点(2) 検察庁への事件送付が6月9日までなされなかった点

- 4 上記認定のとおり、被告警察が、被疑事件を告訴として受理しなかった点につき違法性は認められないことから、本件につき告訴を前提とした刑事訴訟法242条の規定の適用は受けない。

加えて、証拠及び弁論の全趣旨に照らし、検察官への被疑事件送致に至るまでの被告警察の刑事事件処理につき、同法246条に述べる要件を満たさないような事実は認められない。

(争点(3) 検察庁への事件送致の罪名が傷害罪のみであった点)

- 5 被告警察作成の送致番号簿(乙1)によると、被告警察は、被疑事件の捜査に基づき、前記6月9日に書類及び証拠物とともに事件を傷害罪として庄原区検察庁に引き継いだ事実が認められるところ、前述のとおり、そもそも原告の告訴が法律上保護された利益ではないので、原告の申告した罪名に拘束されることはなく、加えて被告の主張するとおり、検察庁の捜査対象は、一件記録に現れたすべての事実であることから、仮に原告が述べるように、強盗傷害罪で起訴すべき事案であると検察官が判断すれば、警察からの送致に関して起訴罪名に必要な捜査を指揮できることからしても、傷害罪という警察の送致罪名がことさら原告に不利益を生じさせたと認めることはできない。
- 6 よって、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

庄原簡易裁判所

裁 判 官 西 山 明

これは正本である。

平成 29 年 12 月 14 日

庄原簡易裁判所

裁判所書記官 小田 浩 治

